

小児科診療 UP-to-DATE

2017年6月7日放送

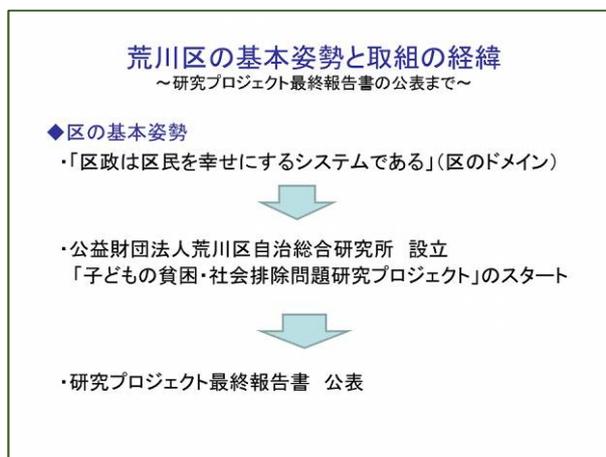
都市部における子どもの貧困対策

荒川区 子育て支援部
子育て支援課長 伊藤 節子

子どもの貧困対策推進に関する法律が議員立法により全会一致で成立したのが平成26年1月です。それまでは国を挙げての取り組みではなく、住民に一番身近な自治体がそれぞれの課題として取り組んでいました。荒川区においても、平成16年より、「区政は区民を幸せにするシステムである」という区の基本姿勢のもと、次代を担う子どもたちの笑顔を作るために、様々な取り組みを行っていました。

しかし、子どもの貧困は様々な要因が複雑に絡み合っており、解決が難しい課題でした。そのため、荒川区では平成21年に公益財団法人荒川区自治総合研究所の設立と合わせて、全庁あげて子どもの貧困対策に取り組みを始め、子どもの貧困を発生させる原因を解きほぐし、その問題の解消に資する施策を検討するための研究プロジェクト、子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクトをスタートさせました。

研究プロジェクトでは、学識者や専門家だけでなく、区の保育士やケースワーカー、小中学校の校長や養護教諭などの関係部署の職員も参加し、ケーススタディによる研究、分析を行い、平成23年8月に『子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書』を公表しました。



報告書の中で、子どもの貧困に至るリスクと決定因子及びそのプロセスを明らかにしまし

た。

子どもの貧困は必ずしも経済的な問題だけではなく、親の疾病や養育力が不足しているなどの非経済的要因も絡んだ複合的な問題であるなど、ケースを分析していく中で複合性が明らかになりました。

そして、子どもの貧困に至るプロセスとして「リスク」と「決定因子」の存在があることを確認しました。

貧困状態に陥る世帯は何かしらのリスクを抱えていますが、リスクを抱えただけですぐ子どもの貧困の状態に陥るわけではありません。リスクを抱えた世帯がマイナスの決定因子を持った場合に子どもの貧困状態に陥ると考えられました。

リスクは大きく7つあり、①家計の不安定、②生活の負担、③疾患・疾病等、④家族の人間関係、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他として、保護者の不十分な日本語能力等があり、このリスクを持った世帯に、決定因子である①保護者の就労状況・就労力、②保護者の養育状況・養育力、③世帯に対する支援の有無が合わさり、世帯が貧困状況に陥ると分析いたしました。

貧困状態に陥ると、子ども自身に学力不足や不衛生、食生活不全、児童虐待、不登校、問題行動、非行などの様相が現れてきます。

このリスクを持った世帯を早期に発見し、包括的にリスク軽減の方法を提供することで、子どもの貧困の状態に陥ることを回避でき、また、リスクと決定因子の両方を持っている世帯に対しては、自立生活への以降を促すための支援を行うことで、子どもの貧困の状況からの離脱を図ることができるとしています。

荒川区では、研究所と一緒に子どもの貧困問題を検討する中で、すぐにでもできる取り組みについては取り組んできました。

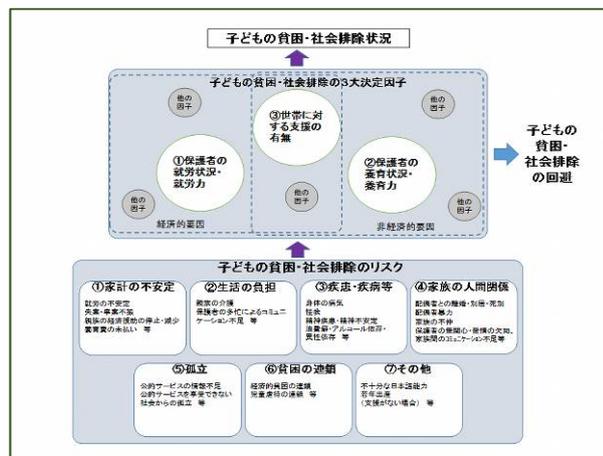
平成20年度には、保健師、助産師による新生児訪問を全数訪問し、エジンバラ産後うつ質問票を活用して、産後うつや育児不安の傾向を早期に把握し、産後うつ傾向、育児不安などの症状を持つ親に対して、精神科医師による個別相談を行うママメンタルサポート相談事業を月2回行い、早期に適切な支援を行う体制を作っています。

最終報告書の概要

■最終報告書
・ケーススタディをもとに、子どもの貧困・社会排除に至るリスクと決定因子及びそのプロセスを明らかにした。

【リスク】
①家計の不安定 ②生活の負担 ③疾患・疾病等
④家族の人間関係 ⑤孤立 ⑥貧困の連鎖
⑦その他(保護者の不十分な日本語能力、若年出産など)

【決定因子】
①保護者の就労状況・就労力
②保護者の養育状況・養育力
③世帯に対する支援の有無



産後間もない子どもがいる家庭にはボランティアが訪問し、1回500円で沐浴や家事手伝いを行う産後支援ボランティア事業を平成18年度から実施しています。

今年度からは、初産婦を対象に宿泊型の産後ケア事業を実施し、出産後の体力を回復させながら、助産師による育児方法の指導やアドバイスを受け、安心して自宅に帰る体制をつくっています。

区の主な取組

～これまでに具体化した新規・充実事業の一例～

【妊娠・出産時】

- ・産後うつ傾向や育児不安等の症状を持つ親への精神科医による個別相談(ママメンタルサポート事業)の充実 20年度
- ・出産後間もない子どもがいる家庭にボランティアが訪問し、1回500円で沐浴や家事の手伝いを行う産後支援ボランティア事業の実施 18年度
- ・産後うつや育児不安がある家庭にボランティアが訪問し、傾聴や家事支援を行う安心訪問相談事業の実施 27年度
- ・初産婦を対象に助産師等から育児手技を学ぶとともに、母体の休養を行う宿泊型産後ケア事業の実施 29年度

教育の現場においては、平成19年度からスクールカウンセラーによる巡回相談を開始し、平成22年度には教育と福祉の両面に専門性を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭と学校と連携した対応を行っています。

子どもの貧困対策で重要な視点が学習支援です。

平成26年度から全小中学校において、始業前や放課後などに週1回以上補充学習を行うあらかわ寺子屋事業を実施するほか、家庭では勉強できる場がないなど、良質な学習環境にならない子どもが基礎的な学習内容の取得と学習意欲の向上を目的に、平成24年度から学習支援事業「まなびサポート事業」を行っています。対象は小学校5年生から中学校3年生で、指導には、退職した学校教諭や学習塾経営者、大学生などがボランティア指導員としてあたり、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。

さらに、今の子どもたちが大人になる頃には、ICTの利用が当たり前になってきます。そのため、全小中学校において、タブレットを一人1台体制で利用できる環境を整備しています。

子どもの貧困対策は、行政だけで解決できるものではなく、地域と一緒に子どもを見守り、その保護者や家庭も含めて支援していく必要があります。

平成27年度には、地域の力を活用した子どもの居場所づくり事業が始まりました。この事業の目的は、支援が必要な子どもたちに学習支援と生活支援として夕食、そして団らんの場を地域の団体が提供し、地域での居場所を作り、子どもを生活面から学習面まで多面的に支援することで、子どもの心、身体、学習の健やかな育成につなげていくことです。

週に1回、子どもたちは学校でもない、家でもない、第三の場となる居場所に集まり、年

【学齢期】

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置
スクールソーシャルワーカーを4名配置し、学校と家庭、関係機関で連携した支援を実施
- ・スクールカウンセラーを中学校全校、小学校は巡回で配置
- ・全小中学校において、始業前や放課後などに週1回以上補充学習を行うあらかわ寺子屋事業を実施 26年度
- ・良好な学習環境にない子どもの学力不足に対応した学習支援事業(学びサポート事業)の実施 24年度
- ・全小中学校において、タブレットを1人1台体制で利用できるよう整備 26年度
- ・支援が必要な子どもに対して生活支援と学習支援を提供する団体に補助する事業(子どもの居場所づくり)の実施 27年度

